

京都市指定給水装置工事事業者リスト（東山区）

※下記の注意点をご覧ください。

令和2年12月28日現在

指定番号	指定工事業業者名	所在地	電話番号	FAX番号	A	B
19	㈱大阪城口研究所	京都市東山区大和大路五条下る三丁目下棟梁町210-1	075-561-4944	075-551-3096		
64	桜井工業所	京都市東山区本町二丁目85	075-561-6503	075-561-6543		
491	㈱大乘プラン設備工業	京都市東山区福稲柿本町11-6	075-525-1958	075-525-3770		
916	高畑設備	京都市東山区泉涌寺東林町43-46	075-531-1502	075-533-0622		
776	㈱フカクサ	京都市東山区本町八丁目82-4	075-551-1701	075-551-1702	○	
211	若林設備工業㈱	京都市東山区古門前通大和大路東入元町368	075-525-3270	075-525-3260		

※夜間・休日等の緊急時には待機業者を定めておりますので、担当の営業所又はお客さま窓口サービスコーナーへお問い合わせください。

「京都市指定給水装置工事事業者」とは

京都市内で水道の工事を京都市の基準に合わせて適正に行うことができる工事業業者を指定しています。

指定給水装置工事事業者は、実施できる工事の種類が多岐にわたりますので、お客さまが希望する工事を実施できるかどうかを指定工事業業者に対して、確認してください。（たとえば、新築工事を実施しているか、漏水修繕工事を実施しているか、など）

工事をお申し込みされる場合は、**お客さまと指定工事業業者との間で契約**を行っていただきます。

契約の際は、トラブルなどを防ぐため次の事項に十分ご注意ください。

- 希望する内容の工事を行うことができる指定工事業業者であることを確認してください。
- 京都市の指定給水装置工事事業者であっても指定下水道工事業業者とは限りませんのでご注意ください。なお、水洗化工事やトイレの詰まりの修繕については、指定下水道工事業業者でなければ施行できません。
- 必ず複数の指定工事業業者から見積書を取り、内容について十分な説明を受け検討してください。

※ **見積もりが有料となる場合もありますので、事前にご確認ください。**

A：補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約候補者登録業者について

A欄には、局が発注する**補助配水管工事及び給水装置等の工事の請負契約業者**として登録されている指定工事業業者のうち、その旨、ホームページに掲載することを希望している契約候補者登録業者に○印を記載しています。

この登録業者との契約についても、お客さまと指定工事業業者との間で行っていただくものですので、上下水道局が関与するものではありません。

B：漏水修繕登録業者について

B欄には、局が登録する**緊急時の漏水修繕**に関して紹介する指定工事業業者に○印を記載しています。

指定給水装置工事事業者のうち、お客さまが水道メーター下流側の緊急の漏水修繕を依頼されるときに、局からの紹介を希望している業者です。また、○印のある業者であっても不在の場合や、緊急対応が難しい場合があることをご了承ください。

この登録業者との契約についても、お客さまと指定工事業業者との間で行っていただくものですので、上下水道局が関与するものではありません。また、緊急の工事であっても、後のトラブルを避けるため、次の事項に十分ご注意ください。

- 工事着手前に施工方法、所要時間、概算額について十分な説明を受けてください。
- 工事施工中は立会い、不明な点はその場で確認してください。
- 追加工事が必要と言われた場合は、その理由と追加費用の概算額を必ず確認してください。
- 請求額に納得ができない場合は、請求額の内訳の提示を求め不明な点を確認してください。

その他

○印がなくとも、指定工事業業者は、京都市の基準に合わせて水道工事を適正に施工することができます。

指定工事業業者は、担当の営業所又はお客さま窓口サービスコーナーでも、お問い合わせいただけます。

※掲載している指定工事業業者の名称・所在地・連絡先等に相違があれば、水道部水道管路課（電話075-672-7752）へお知らせください。